

鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」について

——書状の伝来と鈴木三郎伝承に注目して——

谷 橋 啓 太

はじめに

一 文治五年二月二十六日付「鈴木三郎書状」の概要

二 鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」

三 「系譜」「義経記」との比較

おわりに

はじめに

尾張徳川家の家令を務めた鈴木信吉家の史料調査を行ったところ、中世に用いられた年号が付された書状が所蔵されていることが判明した。

その中には、源義経の家臣として著名である鈴木三郎重家の書状が含まれている。鈴木三郎は、弟の亀井六郎重清とともに源義経の家臣として平氏追討で功を挙げ、文治五年（一一八五）閏四月二五日に奥州平泉において討死した人物として著名である。鈴木三郎の存在は、すでに鎌倉期には認識されており、「平家物語」や「源平盛衰記」で名が挙げられている。彼

鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」について

の具体的な活躍については、軍記物「義経記」で語られており、能・謡曲・狂言・幸若舞などの演目にも多く採用されている。⁽²⁾

作品としての「鈴木」は、大永四年（一五二四）に成立した「能本作者註文」（観世弥次郎述・吉田兼将記）に記載がみえ、室町時代後期にはすでに成立していたことがわかる。そして、天文二三年（一五五四）には、山科言継が、大和宮内大輔と「鈴木」の音曲本の貸借をしている事例が確認できる。⁽³⁾「鈴木」の謡本は、室町時代後期から江戸時代初期に掛けて作成されたとみられる古写本が複数伝来している。⁽⁴⁾

さらに、能「鈴木」は、永祿四年（一五六二）閏三月一日に、雄高山会所で催された酒宴において近江太夫が演じた事例が初出である。⁽⁵⁾その他、『言継卿記』同一一年正月二六日条には、山城国西岡下津林で八田大夫が「鱸」を演じた記録が残されている。このように、「義経記」の流布や上掲の演目の興行によって、鈴木三郎の活躍は世間に広く受容されて今日に至っている。

鈴木三郎の伝承に関する研究は、すでに戦前から行われている。⁽⁶⁾主に民

俗学の見地から、伝承の成立過程を解明する中で組上に載せられてきた。戦後は、文学史方面での研究が活況を呈し、現在に至るまで多くの研究成果が蓄積されている。⁽⁷⁾ また、近年では、歴史学の分野でも、鈴木三郎登場作品の成立背景に関する史料学的アプローチがなされている。⁽⁸⁾

他方で、鈴木三郎に焦点を当てた研究は皆無といって良い。これは、『吾妻鏡』や『玉葉』といった基本史料に彼の名が表れないことが原因である。そもそも、彼の動向は、上掲の軍記物や謡曲等でしかうかがい知ることができず、実在した事実を裏付けることができない人物なのである。本論で取り上げる鈴木三郎関係文書も、そのような人物の名が署判されたいわゆる偽文書であることから、実証史学において、長らく研究材料として採用されてこなかった。

しかし、そのような人物の書状が、信吉所蔵文書も含めて複数作成されて現在まで伝えられている点は注目すべき事実である。そして、記されている内容を鑑みると、書状が制作された意図も、鈴木氏の由緒を装飾するだけに留まらない可能性が高い。

そこで、本論では、現存する鈴木三郎書状に関する基礎的な事実関係の整理を行う。そして、軍記物語および系譜、他の鈴木三郎関係文書を比較し、各史料の共通点を検出する。それらの分析を通して、本文書の史料的性格を明らかにしたい。

一 文治五年二月二六日付「鈴木三郎書状」の概要

本章では、文治五年二月二六日付「鈴木三郎書状」(本論では、他の鈴木三郎書状と区別するために本史料を指す場合、以下断りを入れない限り「鈴木三郎書

状」あるいは「書状」と表記する)の書写状況について検討を加える。それにあたり、藤白鈴木氏の概略について触れておきたい。藤白鈴木氏は、紀伊国熊野の豪族穂積氏の後裔を称する一族である。三河鈴木氏・雑賀党鈴木氏などは、藤白鈴木氏の庶流とされる。平安時代末期に、熊野から名草郡藤白(現和歌山県海南市)に移り住んだ鈴木氏は、やがて藤白王子権現(藤白神社)の神主を務めるようになる。藤白王子権現は、熊野九十九王子の一体に数えられ、熊野参詣の出発点に位置している。⁽⁹⁾

藤白鈴木氏の断絶後、当家に伝わる諸史料は藤白神社に伝わったとされる。これらは、現在所在不明であるが、東京大学史料編纂所が明治中期に作成した影写本に一〇点の文書が収録されている。影写本には、補任状が含まれており、中世の藤白神社が熊野別当の支配下にあったことが確認できる。

実は、藤白神社には、影写本に収録されていない文書群が存在していた。それらの文書は、紀伊徳川家が編纂した『紀伊続風土記』⁽¹⁰⁾に収録されている。内訳は以下の通りである。

- ① 文治五年二月二六日付「鈴木三郎重家書状」
- ② 二月二八日付「亀井六郎重清書状」
- ③ 八月四日付「武蔵坊弁慶感状」
- ④ 正月一八日付「亀井六郎重清書状」

①～④の書状は、いずれも源義経の家臣として数えられる人物が署判したのものとなっている。これらの文書は、「紀伊続風土記古文書之部五」にも収録されている。なお、『紀伊続風土記』の藤白鈴木氏の項によると、①～④の他に義経の書状が数通存在していたことが記されている。しかし、これに該当する書状は収録されておらず、具体的な内容も不明であ

る。この内、①の書状に注目したい。史料を以下に掲げる。

(史料一)⁽¹⁾

得便一書申送、皆々江暇不申與風罷下、出羽はくろ山^(羽黒)に付、扱も
たかたち殿御事、非番・當番・訴訟人門外満々、君も目出度まします
由承、次亀井六郎も 御前に目出度無事成と聞及本望不過之者也、

文治五年二月廿六日

鈴木三郎

重家判

紀州藤白鈴木三郎一息衆中へ

(史料一)は、鈴木三郎が、紀州藤白の一族に宛てたものであり、暇乞いをせずに奥州に赴いたことの非礼を詫びる内容となっている。そして、出羽国羽黒山(現山形県鶴岡市)に着いたこと、源義経の下に多くの人々が参集していること、弟である亀井六郎重清も健在である旨を伝える内容が記されている。

なお、『鎌倉遺文』補遺第一巻(文書番号・五〇〇八二)は、本史料ではなく、【表】No. 4「筑後国史」に所収されている鈴木三郎書状を収録している。「筑後国史」によると、この書状は、源頼義を始祖とする齊田氏に嫁いだ女性が、鎗穂とともに所持していたものとされる。現時点で、この女性の素性を明らかにすることは困難であるが、彼女が鈴木氏の一族である可能性がある。

次に、書札礼に則して(史料一)の分析を行う。

本史料は、書状形式でありながら年号が付されている点が特徴として挙げられる。そして、史料中の人物の呼称が、「たかたち殿」・「鈴木三郎一息衆中」という文治年間に用いられたとは言い難い表現が用いられてい

鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」について

る。そのため、本史料は、後世に作成された書状である。実は、②～④も、史料中の文言や内容から、(史料一)と同様に後世に作成された文書であると比定できる。

なお、『鎌倉遺文』も、おそらく叙上の理由から「書状」を要検討文書と比定している。

事実、『紀伊統風土記 古文書之部五』には、「文治比之文体とも見えかたし」と一連の文書に対する批判が加えられている⁽¹²⁾。また、『紀伊統風土記』編纂過程で収集された文書を書写編集した『紀伊国古文書纂』の編纂者のひとりである小島備源も、(史料一)を含む文書四通について「此蔵ノ文書惣テ偽物之可有歟」として疑義を呈している。上記四通に対する史料批判は、概ね首肯できる。また、小島の指摘する内容から、鈴木三郎関係文書が、同じ蔵の中で一括して保管されていたことがわかる。

現在、「鈴木三郎書状」は、管見の限りにおいて、一一点存在している。【表】に示した通り、史料中の文言の異同は認められるが、内容は同一である。そして、【表】をみると、No. 1～4は、鈴木氏の一族が所蔵する文書であることがわかる。これらの文書の史料的人格に関する具体的な検討は、次章で行う。

次に、No. 5以降の文書についてみていく。

『諸家文書纂』は、水戸彰考館が『大日本史』を編纂する過程で収集した古文書を書写して編集した書物である。『諸家文書纂』の採訪時期は、延宝～元禄年間(一六七三～一七〇四)とされる。作成された正確な時期を比定することは困難であるものの、採訪時期にあたる延宝～元禄年間には、すでに「鈴木三郎書状」は存在していたことがわかる。

また、『諸家文書纂』には、①鈴木三郎書状の他に、(1)正月二日付武

No.	所収	署判	宛所	文言
-----	----	----	----	----

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
〔古案〕 〔東京大学史料編纂所〕	〔寸金雜錄〕 〔東京大学史料編纂所〕	〔古案〕 〔徳川林政史研究所〕	〔諸家文書纂〕一一 〔内閣文庫〕	〔紀伊国古文書纂（十）〕 〔東京大学史料編纂所〕	〔紀伊統風土記編纂史料〕 〔東京大学史料編纂所〕	〔紀伊統風土記附録 卷之五 古文書之部名草郡大野莊〕	〔筑後国史 中巻〕	〔亀井六郎鈴木三郎消息并武蔵坊弁慶感状〕宮内庁書陵部	鈴木信吉家	藤白神社
鈴木三郎重家判	鈴木三郎重家判	重家	鈴木三郎重家	鈴木三郎重家判	鈴木三郎重家判	鈴木三郎重家判	重家（鈴木三良也）	鈴木三郎重家（花押）	鈴木三郎重家（花押）	鈴木三郎重家
紀州藤田鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀□□代一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一息衆中	紀州藤白鈴木三郎一見衆中
得便一書申送、皆々へ暇不申与風	得便一書申送候、皆々へ暇不申与風	得便一書申送、皆々江暇不申與風	得便一書申送、皆々江暇不申與風	得便一書申送、皆々江暇不申与風	得便一書申送、皆々江暇不申与風	得便一書申送、皆々江暇不申與風	以便一書申送、皆へ暇不申與風	得便一書申送、皆々へ暇不申与風	得便一書申送、皆々へ暇不申与風	得便一書申達候、皆々へ暇不申與風
出羽はくろ山二而	出羽白黒山にて	出羽国ハクロ山二而	出羽国ハクロ山二而	出羽はくろ山に付、	出羽国はくろに付、	出羽白黒山にて	出羽国はくろ山に着、	出羽国はくろ山二付、	出羽国はくろ山二付、	出羽之國はくろ山二付、
扱もたかたち殿	扱も高館殿	扱茂高館殿	扱茂高館殿	扱もたかたち殿	扱もたかたち殿	扱もたかたち殿	扱もたかたち殿	扱もたかたち殿	扱もたかたち殿	扱茂高館殿
君も目出度ましますまゝ、承頃、	君も目出度ましますよし承、	君モ目出度マシマスヨシ承、	君モ目出度マシマスヨシ承、	君も目出度まします由承、	君も見出度まします由承、	君も目出度まします由承、	君も目出度まします由□、	君も目出度まします由承、	君も目出度まします由承、	君も見出度御由承、
御前二目出度	御前二目出度	御前二目出度	御前二目出度	御前に見出度	御前に見出度	御前に目出度	御前目出度	御前二目出度	御前二目出度	御前二見出度

戸藩士浅羽昌儀所蔵本」を書写したものであることが判明する。そのため、第一冊に収録されている文書の内容と配列は、一部追加されている分を除

けば『諸家文書纂』一一・一二に収められているものと基本的に同一である。⁽¹⁵⁾

上述の理由から、「古案」第一冊には、(史料一)と同内容の書状に加えて、先述した(1)(2)が収録されている。しかし、文治五年二月二十六日付「鈴木三郎書状」は、『諸家文書纂』では署判が「鈴木三郎重家」となっているところ、「古案」では「重家」となっている。推測の域を出ないが、これは、「古案」の作成者が『諸家文書纂』を書写する過程で省略したことに因るものと考えられる。

実は、東京大学史料編纂所が所蔵する「古案」〔表〕No. 11)にも、『紀伊続風土記』未収録の文書が収められている。編纂所所蔵「古案」は、乾・坤の二冊から成っているが、その内「古案(乾)」に弁慶が亀井六郎に宛てたとされる書状がそれに該当する。⁽¹⁶⁾こちらの収録内容は、〔表〕に呈示したいずれの書物とも一致していない。つまり、(1)(2)は、藤白鈴木氏に伝来する文書ではない可能性を指摘できる。そして、「古案」(林六三七六)と『諸家文書纂』の事例も存在するものの、各書物によって底本が異なっていることがわかる。

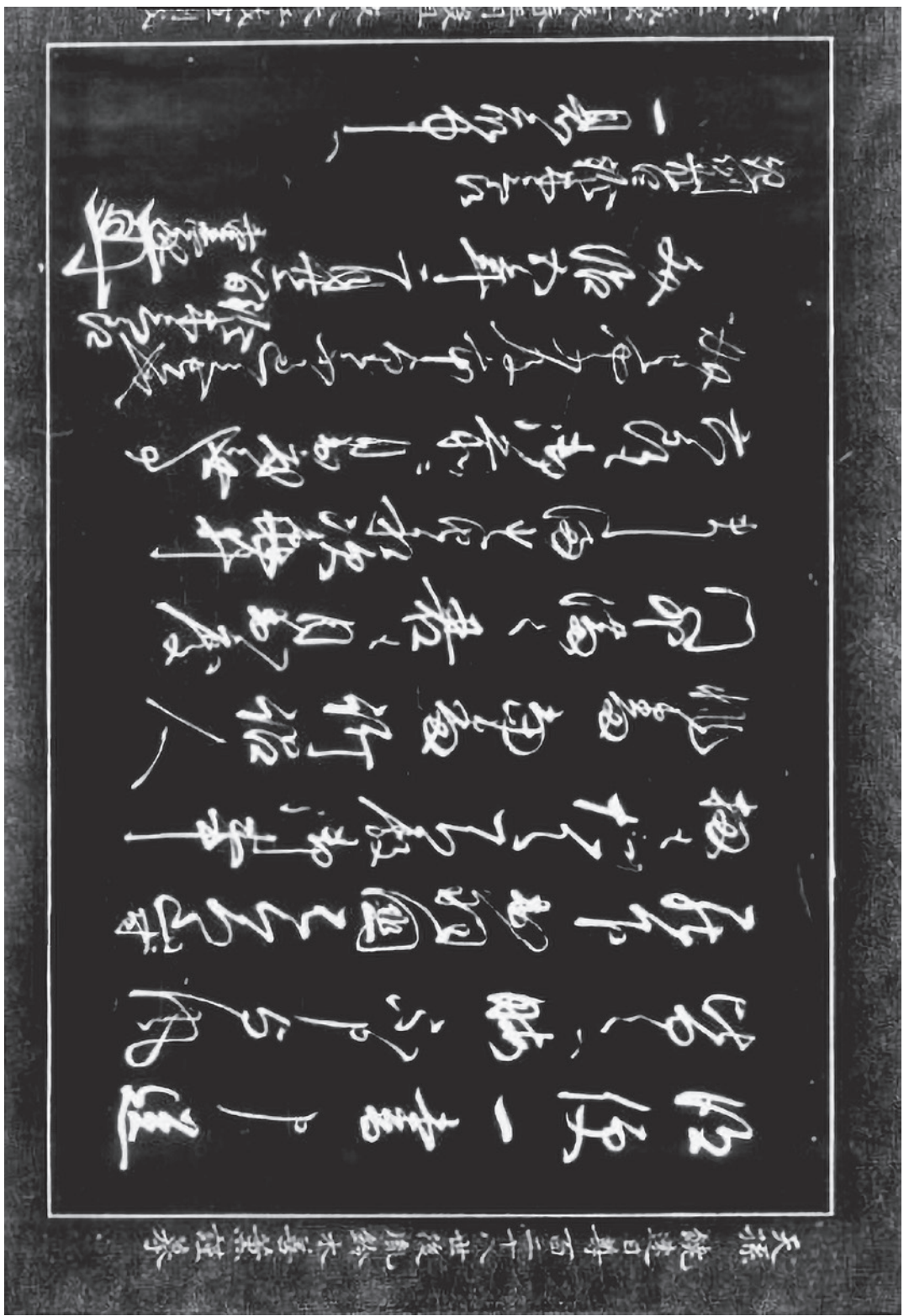
ここまで、文治五年二月二十六日付「鈴木三郎書状」に関する基礎的な事実関係を整理してきた。それにより、鈴木氏の嫡流とされる藤白鈴木氏には、当該書状を含む四通の鈴木三郎関係文書が伝来してきたことを確認した。そして、その伝存状況をみたところ、鈴木三郎関係文書の中には、藤白鈴木氏に伝来していない文書が存在していることが判明した。写本によって収録内容に違いがあるものの、収録された割合は「鈴木三郎書状」が最も高いことが判明した。

二 鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」

本章では、鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」(史料二)を取り上げ、その史料性について検討を加える。

はじめに、本史料の基礎情報を確認しておきたい。本史料は、鈴木信吉が所蔵する書状の内の一通である。前掲〔表〕にも示したように、史料中の文言に多少の違いはみられるが、(史料一)をはじめとする「鈴木三郎書状」と同内容である。しかし、他の書状では省略されていた花押が据えられている点が、本史料最大の特徴である。花押の形状をみると、上下に二条線が引かれていることから、室町～江戸期に主流となる明朝体の花押であることがわかる。特に、徳川家康の使用以来、武家の間で広く用いられる、いわゆる徳川判との類似点を見出すことができる。前章で述べた「諸家文書纂」の成立過程を併せて考えると、(史料二)も、江戸時代前中期頃の成立である可能性がある。本史料の制作当初の形態は不明であるが、軸装された状態で現在に至っている。

信吉は、自身が著わした私家版「鈴木系図原稿(抄)」の中で、(史料二)を、笈⁽¹⁷⁾とともに鈴木三郎の所持品として紹介している。本書の序文には、信吉が若年以來自家に関する史料収集を行っていたことが記されている。調査・収集対象は、鈴木氏発祥の地とされる紀伊国をはじめ、各地の鈴木氏の古文書や古記録であった。その中には、三河鈴木氏の始祖とされる鈴木重善(善阿弥)ゆかりの諸寺院の過去帳や位牌も含まれていたことから、収集の対象は多岐に亘っていたことがわかる。また、信吉は、「鈴木系図原稿(抄)」の編纂にあたり六国史や「吾妻鏡」をはじめとする編纂史料や、



鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」について

「士林沂泗」・『寛政重修諸家譜』といった系図類も参考にしている。よって、本書が、様々な種類の史料の比較検討を行いながら作成されたことがわかる。

また、本書には、鈴木氏の系図も掲載されている。系図を概観すると、他の氏族と比較して鈴木三郎の叙述に字数を多く割いていることがわかる。その内容も、鈴木三郎が、亀井六郎とともに義経麾下として屋島や壇ノ浦での平氏討伐で功を挙げたことが記されている。その後には、鈴木三郎が、修験者に扮して義経のいる奥州に向かう下りがある。その直後に、鈴木三郎が羽黒に立ち寄ったところで藤白に残してきた一族に書状を送った旨も記されているのだが、これに関して興味深い記述がみえる。それは、

（史料二）について「此の書簡二通現存す」とし、「一通は木原家に一通は編者に現蔵す。」という記述である。ここから、信吉以外にも、木原氏という「鈴木三郎書状」を所蔵する家が存在していたことがわかる。⁽¹⁸⁾

木原氏については、信吉が作成した「鈴木氏系譜」に記述がみられる。それによると、鈴木三郎の子孫に吉次という人物がおり、天正三年五月一日に、徳川家康の命を受けて「木原」姓を称したとある。木原吉次の動向を示す一次史料がみられないため、詳細は不明な点が多い。しかし、木原氏が鈴木氏の系譜に連なる一族であることは、『寛政重修諸家譜』巻一五〇〇からも確認できる。

その他にも、陸奥国守山藩主松平頼寛が最晩年に編纂した「大三川志」⁽¹⁹⁾には、両氏の関係について興味深い記述がある。それは、遠江国山名郡木原村の地頭木原七郎兵衛吉次の所領内にある木原権現の神主を、鈴木織部久秀という人物が勤めているというものである。これは、鈴木氏と木原氏の結びつきが、血縁だけでなく信仰にも根ざしていたことを示している。

実は、（史料二・【図1】）の史料的性格を考える上で、重要な手がかりとなり得る史料が、宮内庁書陵部に所蔵されている。

（史料三・【図2】）⁽²⁰⁾も、花押を据えた形式の文書であるが、（史料二）と比較すると、本文の字体・字配り・行取り・花押形に至るまでがほぼ一致していることがわかる。一連の「鈴木三郎書状」の中でも、（史料二）と（史料三）の近似性の高さは特筆すべき点である。

これを踏まえて、本史料を収録する「亀井六郎鈴木三郎消息并武蔵坊弁慶感状」の史料的性格について検討を加える。本史料は、（史料三）とともに二通の文書が綴られている。その内訳は以下の通りである。

（1）二月二十八日付「亀井六郎書状」

（2）文治五年二月二十六日付「鈴木三郎書状」

（3）八月四日付「武蔵坊弁慶感状」

表題にもあるように、この史料には、鈴木三郎・亀井六郎・武蔵坊弁慶の書状が収録されている。この三通はいずれも、発給年月日や署判をはじめとする情報が、『紀伊統風土記』に収録されている文書と同一文書である。そのため、この史料と、藤白鈴木氏との関連性が想起される。そこで、本紙協の、「天孫饒速日尊百二十八世後胤鈴木三郎善薫家蔵」という文言に注目したい。本史料の旧蔵者とみられる「鈴木三郎善薫」は、「鈴木系図原稿（抄）」および「鈴木氏系譜」にはみえないが、『藤白鈴木家系譜』にその名を確認することができる。系譜によると、善薫は、藤白鈴木氏最後の当主重吉の曾祖父にあたる人物であることが判明する。⁽²¹⁾つまり、本史料は、元は藤白鈴木氏が所蔵する史料であったことがわかる。また、本史料が作成された天保三年（一八三二）は、「紀伊統風土記」の編纂時期（文化三年（天保一〇年）とも符合していることから、紀伊徳川家の編纂事業が、

本史料作成に何らかの影響を与えた可能性がある。

そして、本史料の製作方法についても興味深い記述がある。それは、本紙協の「謹摹」・「刻成」という文言である。この記述により、本史料が、手書きではなく、何らかの手法で模刻して作成されたものであることが判明する。それは、元となる文書が存在していることを意味しており、同形の文書を制作することも可能であることを示している。(史料二)と(史料三)の近似性の高さは、この製作法に依拠するところが大きいように思われる。

ここで、(史料二)の文字に注目すると、本文一行目の「申」や、五行目「非番」「當番」に、字の掠れを確認することができる。これらは、筆の払いや、書き継いでいく際に生じる墨の薄れであると判断できる。そのため、(史料二)を、(史料三)同様模刻された史料であると断定することはできない。そこで、二通りの可能性が想定される。ひとつは、(史料二)が(史料三)の原本であるということ、もうひとつは、(史料二)が原本を敷き写しするいわゆる影写で作成されたという点である。

具体的な成立過程を明確化することは困難であるが、状況証拠の上では、(史料二)と(史料三)の成立時期はさほど離れていない可能性がある。また、それぞれ鈴木氏一族に伝来している点を考慮するならば、両通は制作者やその製法において直接的な関係にあることは確かである。

三 「系譜」「義経記」との比較

本章では、鈴木氏の「系譜」および「義経記」との比較検討を通して、鈴木氏一族における鈴木三郎関係文書がどのような性格を持つ史料か検討

を加える。

はじめにでも触れたが、鈴木三郎の伝承成立に熊野関係者が関与していることは、民俗学の分野において、柳田国男や折口信夫がすでに指摘している。両氏は、「義経記」の内容に熊野修験の要素が多分に含まれていることに着目し、熊野修験者や熊野比丘尼といった熊野語部たちが「義経記」成立に大きく関与していたことを明らかにした。⁽²²⁾

両氏の論攷発表後、国文学的見地からの研究が進展した。その中でも、角川源義氏は、実地踏査を行いつつ柳田説の批判的継承を試みた。その結果、鈴木氏が熊野の神人であることを踏まえ、熊野語部の語り口によって鈴木兄弟の活躍が伝えられたことを指摘している。⁽²³⁾ また、この問題に関連して、須田悦生氏は、中世において芸能と軍記物作品は、互いに素材となる人物や事件を共有する関係にあったことを指摘している。⁽²⁴⁾

先学諸氏が指摘する鈴木兄弟の伝承成立と流布に、藤白鈴木氏や熊野関係者が関与していたという指摘は非常に重要である。そして、ここまで明らかにしてきた内容を踏まえるならば、鈴木三郎関係文書の成立にも同様のことがいえるのではないだろうか。

そこで、この問題を考察するために、『義経記』の「す、木の三郎しげ家たかだちへ参る事」の内容を確認しておきたい。

(史料四)⁽²⁵⁾

重家を御前に召され、抑和殿は鎌倉殿より御恩賜はるに、世に無き義経が許に來たり、幾程無く斯様の事出で來たるこそ不便なれと宣へば、鈴木申しけるは、さん候、鎌倉殿より甲斐の国にて所領一所賜はりて候ひしが、寝ても醒めても君の御事片時も忘れ参らせず、余りに御面影身にしみて参りたく存じ候ひし間、年来の妻子など熊野の者に

て候ひしを、送り遣はし候ひて、今は今生に思ひ置く事いささかも候はず、但し心にかかる事候ふは、一昨日著き申す道にて、馬の足を損ざし候ひて傷み候へ共、御内の案内如何と存じ、申し入れず候ふ。今斯く候へば、然るべき、是こそ期したる弓矢にて候へ。仮令是に参り会ひ候はずとも、遠き近きの差別にてこそ候はんずれ、君討たれさせ給ひぬと承り候はば、何の為に命をかばひ候ふべき。所々にて死候はば、死出の山路も遙かに離り奉るべきに、心安く御供仕り候はん」とて、世に心地よげに申しければ、判官も御涙に咽び、打ち領き給ひけり。さて鈴木申し上げるは、下人に腹巻ばかりこそ著せて参じて候へ。討死の上具足の善悪は要るまじく候へども、後に聞こえ候はん事無下に候はんかと申しければ、鎧は数多させたとて、敷目に巻きたる赤糸威の究竟の鎧を取り出だし、御馬に添へ下さる。腹巻は舍弟亀井に取らせけり。

(史料四)は、鈴木三郎の事蹟を具体的に記した初出史料である。その内容は、鈴木三郎が、義経に忠節を尽くすために、妻子を擲つてまで奥州平泉に馳せ参じるというものである。後半部分では、先行していた亀井六郎とも再会し、彼に自身が身に付けていた腹巻を与える場面が描かれている。鈴木三郎登場作品では、この段と、次段の「ころも川合戦の事」が題材として多く取り上げられてきている。

次に、藤白鈴木氏に伝わる系譜における鈴木三郎の事蹟をみていく。

(史料五)⁽²⁶⁾

源頼朝公義経卿ト御中不和ト相成セ玉ヒ、義経卿奥州へ趣セラレシ時ハ、重家老母ノ所勞ニテ藤白ニ帰住ス、(一)老母没後藤白ヲ潜出立チ奥州ニ趣カントセシニ、伊豆国府ニテ北条時政之三男時房ニ行逢フ、

時房ノ家人源藤太広澄重家ヲ見識無手ト抱ク、重家抱ラレナカラ短刀ヲ以テ広澄カ弓手ヲ突貫キ將ニ遁レントセシニ時房ノ郎党折リ重ツテ重家竟ニ生捕ラレ廻チ時房鎌倉エ頼朝公ノ御前ニ出ス頼朝公仰ニハ伊与守ハ先達テ奥州エ遁レ下リタルニ汝何故残り留リシソ、明白ニ述ヘヨト宣フ、重家答云フ、御不審御尤ナリ、吾君都ヲ開セ給フ節、某老母ノ所勞ニ付故郷ニ罷リ在、其後奥州ニ在マス由承リ、御先途ヲ見届ント国府迄来リシニ運拙クシテ北条ニ見顯サレ竟ニ虜ト成リ面目ナキ仕合ト落涙シケレバ頼朝公聞食シ義経ハ天下ヲ乱サント企ル大逆ノ者ナルニ汝ハ何故渠ヲ慕フヤ、心中奇怪ナリト宣フ(中略)又平家摂州一ノ谷・讃州八島ニ在シ時吾君ノ勢ト何レカ多ク有シソ(中略)義経ニ一味セシ条一旦ノ事ナレバ自今我ニ仕ヘ本領安堵スヘシト仰出サレシカハ重家領承シテ暫ク鎌倉ニ時ヲ見合セ遁レ出(二)遂ニ奥州へ趣キ義経卿ニ再謁シ、高館合戦之御義経ト呼リ於衣川討死ス、一旦頼マレシ約諾ヲ守リ信義ヲ立タル事ト云フ、

この系譜は、藤白鈴木氏最後の当主である鈴木重吉の後见人である中勝助が、明治二年(一八八八)八月に作成した系図を増訂したものである。

(史料五)の内容をみていくと、鈴木三郎が義経への忠義を尽くすために奥州へ下向するという大筋は(史料四)と概ね共通している。しかし、奥州への途上で北条時房に捕縛されて鎌倉へ連行される下りは、(史料四)で語られていない内容である。そして、傍線(一)に示したように、鈴木三郎の親族も、(史料四)の妻子が老母となつている点も異なっている点に注目される。この二点は、江戸時代前期頃の成立とみられる『異本義経記』や、番外謡曲「鈴木」で語られている内容である。⁽²⁷⁾「鈴木系図原稿(抄)」の記述内容も、一部相違がみられるものの概ね同様である。

このように、「義経記」と系譜を比較すると、系譜の方が鈴木三郎の描写が詳細であることがわかる。これについて、先行研究では「義経記」の外側に鈴木三郎物語が存在しており、系譜もその一部であったとする。そして、「義経記」は、それらを部分的に採用したと指摘している。同時に、聞き手も鈴木三郎物語を知っているからこそ、作品として存在し得たとする⁽²⁸⁾。

以上の点を踏まえて、「鈴木三郎書状」との比較を試みる。「書状」の内容をみると、一行目「与風暇不申罷下」の部分が、(史料四)(史料五)にみえる鈴木三郎の出奔の経緯と対応していることがわかる。この記述は、鈴木三郎が暇乞いをせずに奥州に向かったと解釈することができることから、妻子を藤白に送り返したとする(史料四)の記述とは符合するとは判断し難い。他方で、(史料五)の「藤白ヲ潜出」の部分とは矛盾が生じない。このように、鈴木三郎の出奔の経緯を比較すると、「義経記」よりも、「鈴木家系譜」の方が、「鈴木三郎書状」の内容と合致することがわかる。

書状の後半部分も、同様の解釈が可能と考える。つまり、義経との再会と、亀井六郎の健在を伝える部分は、系譜で叙述されている鈴木兄弟が藤原泰衡の軍勢を迎え撃つまでの前段階と解釈できる。そのため、「書状」は、藤白鈴木氏が、家に伝わる伝承を前提として作成した書状と捉えることができる。

もうひとつ、「書状」の史料性格を理解する上で重要な要素が存在する。それは、本文中に修験道の要素が含まれていることである。具体的には、一行目にみえる「出羽はくろ山に付」という文言が該当する。

鈴木三郎が立ち寄ったとする羽黒は、出羽三山のひとつであり、山岳修験の行場である。先行研究では、かつて、熊野と羽黒は信仰活動を通じて

交流があったとされ、藤白鈴木氏も関与していたことが指摘されている⁽²⁹⁾。

このような、鈴木三郎を熊野および羽黒修験と結びつける向きは、鈴木三郎関係文書からもうかがうことができる。当該史料を以下に掲げる。(史料六)⁽³⁰⁾

此四人出羽国ハクロ山ニテ存知旁也、関役所無子細トラシ候、

文治五年酉己二月廿六日 鈴木三郎

重家

御熊野関役所衆中江

(史料六)は、第一章で触れた「諸家文書纂」と「古案」に収録されている書状である。この書状は、鈴木三郎が、熊野の関所に宛てたものとなっており、書状を携えた四名を指して「ハクロ山」＝羽黒山所縁の人物であるとして、身上を保証する内容となっている。本文の記述は直接的な表現ではないが、(史料六)における鈴木三郎は、文治五年二月二六日時点で羽黒山に滞留しており、そこから書状を認めていると解釈することが可能である。

(史料六)にみえる鈴木三郎の行動は、「書状」の内容と符合する部分が多い。そこで、両通にみえる鈴木三郎の行動を抽出し、整合的にまとめると以下の通りとなる。①藤白を秘密裏に脱出する↓②奥州への途上で出羽国羽黒山に立ち寄る↓③羽黒山で熊野方面へ向かう「四名」と出合い書状(史料六)を託す↓④平泉で義経・亀井六郎と再会する、という流れになる。このように、両通に記される事項を並べると、鈴木三郎の行動に矛盾や齟齬は生じず、一連の流れとして受け止めることができる。また、③に注目すると、「四人」が、鈴木三郎から(史料六)と併せて「書状」も託されたと解釈することも可能である。ここから、(史料六)が、「鈴木三郎書

状」の存在を前提としていることがわかる。

「書状」を除く「諸家文書纂」・「古案」所収の鈴木三郎書状が、藤白鈴木氏文書を底本としていないことを踏まえると、(史料六)の作成者は、藤白鈴木氏以外の人物である可能性が高い。同時に、(史料六)の存在は、鈴木三郎物語の語り手が藤白鈴木氏の外部にも存在していたことを示唆している。

おわりに

ここまでの内容を総括する。はじめに、文治五年二月二六日付「鈴木三郎書状」に関する基礎的な事実関係を整理した。それにより、鈴木氏の嫡流とされる藤白鈴木氏には、当該書状を含めて四通の鈴木三郎関係文書が所蔵されていたことを確認した。そして、「書状」の写本を調査した結果、鈴木三郎関係文書を収録する書物が、複数存在していることがわかった。各書物の収録文書とそれらの内容を精査したところ、「書状」が他の文書と比較して最も高い割合で収録されていることが判明した。換言するならば、「書状」が、関係文書の中で最も広く世間で認識されていた文書であったといえる。

また、各書物は、収録する書状の種類と点数に違いがあり、藤白鈴木氏に伝来していない文書が検出された。これは、全ての書物が、藤白鈴木氏所蔵文書を底本としていないことを示している。そして、こうした伝存状況は、現在知られている鈴木三郎関係文書の全てが、必ずしも藤白鈴木氏を起点として広まったわけではないという事実を示している。

鈴木三郎関係文書は、藤白鈴木氏に伝来していないものも含めて、源義

経・武蔵坊弁慶と鈴木氏の関係を強調する意図の下作成されたものであった。特に、文治五年二月二六日付「鈴木三郎書状」からは、鈴木三郎登場作品との物語上の連続性が看取された。文治五年二月二六日は、鈴木三郎が討死する直前であることから、この文書は、鈴木三郎が死の直前に自身の故郷に宛てた遺書という位置づけで作成されたものとして解釈することが可能である。「藤白鈴木家系譜」において、「鈴木三郎書状」が「重家最期之書置」として説明されている点はこの傍証となり得る。

もうひとつ、「書状」を構成する要素として、修験道が重要な位置を占めていることを確認した。「書状」における鈴木三郎は、羽黒山と誼を通じた人物であったことが示唆されている。羽黒山との結びつきを示すような記述は、系譜や「義経記」にはみられない特徴である。しかし、上述の伝存状況を鑑みれば、藤白鈴木氏が、本史料を家の由緒として残すためだけではなく、教団拡大に利用していたと捉えることが可能である。

また、(史料六)のような、「鈴木三郎書状」の内容を受けて作成された古文書の存在は、「書状」の広まりとともに藤白鈴木氏の外部でも鈴木三郎物語が形成されていたことを想起させる。尾張徳川家に限定しても、鈴木信吉家所蔵の「書状」をはじめとして、戸山屋敷の役行者堂に旧蔵されていた笈・法螺貝といった鈴木三郎所伝の法具が伝わっていることが判明している。

以上の内容を総括すると、「鈴木三郎書状」も、鈴木三郎物語を構成する一端を担う史料であると位置付けることができる。

註

- (1) 鈴木信吉(明治二年(一八六九)三月一日〜昭和三十六年(一九六一)一〇月四日)は、旧尾張藩士鈴木重昇の五男として名古屋市樺木町に生まれた。「鈴木氏系譜」(個人蔵)によると、尾張徳川家家臣鈴木家は、三河国刈谷城主水野忠重に仕えた重依次男の重澄を始祖とする一族とされる。徳川義直に出仕した重澄は、その後福住弥右衛門・石河大和守各家の同心に附属された。以後彼の子孫は、五代重久(與右衛門)まで石河家の同心を勤めた。そのような出自から、信吉は、旧尾張藩主・旧土族系銀行である愛知銀行に入行した。愛知銀行で営業部長・常務取締役を歴任した信吉は、大正一四年(一九二五)六月に尾張徳川家の御相談人となり、昭和四年(一九二九)に尾張徳川家の家令に就任した。家令就任後の信吉は、公益財団法人尾張徳川黎明会設立をはじめ、徳川美術館・蓬左文庫の開館にも尽力した。信吉は、戦後の尾張徳川家と財団の立て直しや昭和二四年(一九四九)の八雲産業株式会社設立にも関与しており、今日まで続く財団の基盤を築いた人物として評価される(馬場守次『名古屋新百人物語 続々』(珊々社、一九二五年)。香山里絵『尾張徳川美術館』設計懸賞『金鯢叢書』第四三輯、二〇一六年)。
- (2) 『語鈴木』・『鈴木』・『追駭鈴木』・『薄』など。
- (3) 『言継卿記』天文二三年六月二〇日・二四日条。
- (4) 主な写本としては、一般社団法人観世文庫所蔵「江戸前期上掛節付一番綴本『鈴木』」(整理番号…一〇九/二七)、東京大学史料編纂所所蔵「堀池宗活節付并同装本『鈴木』」(請求番号…六三三一一一四)、野上記念法政大学能楽研究所所蔵「寛永十年二月中野道判刊観世流五番綴本」(資料番号…九五〇二)、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「聞書」(函架番号五〇八・九二)が挙げられる。
- (5) 『毛利元就父子行向雄高山滞留日記』(大日本古文書家わけ毛利家文書一『四〇三号』)。
- (6) 柳田国男『義経記成長の時代』(『中央公論』一九二六年一〇月号)。折口信夫『他界を語る熊野唱導及び念仏芸』(『日本文学講座』新潮社、一九二七年)。
- (7) 角川源義『義経記』の成立(『赤木文庫本 義経物語』角川書店、一九七四年)。錦仁『義経と弁慶―秋田の鈴木三郎説話を視座に―』(講座日本の伝承文学 7『在地伝承の世界』三弥井書店、一九九九年)。鈴木彰『平家物語の展開と中

鈴木信吉所蔵「鈴木三郎書状」について

- 世社会」(汲古書院、二〇〇六年)。小林健二「鈴木三郎異伝の生成と展開」(『中世軍記の展望台』和泉書院、二〇〇六年)。同「近世芸能における鈴木三郎異伝の展開―能・狂言・山伏神楽・番楽―」(『大阪大谷国文』三七号、二〇〇七年)。数本勝治『義経記 権威と逸脱の力学』(和泉書院、二〇一五年)。
- (8) 石塚一雄『聞書―一名鈴木三郎物語』(『書陵部紀要』第三五号、一九八三年)。糸汐里『国文学研究資料館蔵「たかだちおち」解題、翻刻』(『国文学研究資料館紀要』四七号、二〇二一年)。
- (9) 昭和一七年(一九四二)に鈴木重吉氏が死去したことで藤白鈴木氏は断絶する(『海南市史 第一巻通史編』(海南市、一九九四年)、前掲註(7)小林論文)。
- (10) 『紀伊続風土記』は、幕府の命を受けた紀伊徳川家によって文化三年(一八〇六)から編纂が開始された。仁井田好古を総裁とし、仁井田長群・本居内遠・加納諸平らが中心となって、紀伊国中の調査が進められた。天保一〇年(一八三九)に完成した。全一九五巻で、本編九七巻、「高野山之部」八一巻、附録として「古文書之部」一五巻からなる。
- (11) 「紀伊続風土記 附録卷之五 古文書之部」。
- (12) 『海南市史』(前掲註9)は、藤白鈴木氏文書に源義経・武蔵坊弁慶関係の史料が多く伝えられていることを踏まえて、「伝説的な要素が多くて、どこまでが事実か把握したい」とする。藤白鈴木家文書について、小林健二氏は、かつて藤白神社の禰宜を勤めていた吉田昌生氏への聞き取りをしている。氏によると、理由は不明ながら天保年間(一八三一〜四五)に一度散逸したものの、再び当社に戻ったとする(前掲註(7)小林論文)。
- (13) 原本(全七冊)は戦災で焼失しているが、内閣文庫に、文化五年(一八〇三)に塙保己一が転写した写本(一四冊)が所蔵されている。
- (14) (2)は本論で取り上げている書状と発給年月日は同じであるが、内容が異なる。本史料の史料性格については、第三章で詳述する。
- (15) 第一冊は、主に鎌倉〜南北朝期の文書が多く、源頼朝・足利将軍家・護良親王・長尾景虎・武田信玄といった人物の文書が収録されている。「古案」の史料性格については『徳川林政史研究所所蔵「古案」収録史料細目』(徳川林政史研究所、二〇〇四年)を参照。

(16) 本書状は、署判が「武蔵判」となっており、この人物が弁慶であることは明示されていない。しかし、宛所が「亀井六郎殿」であることから、署判の「武蔵」を弁慶に比定することが可能である。

(17) この笈は、徳川美術館所蔵「金銅装笈」であるとみられる。美術館の収蔵品目録(前掲註(1))香山論文には、「往昔江戸山邸園内世外寺ノ什器ニシテ源義経臣伊勢三郎義盛ノ遺品ナリト伝フルモノ」とある。しかし、徳川林政史研究所所蔵「戸山御庭之記」(文政一三年(一八三二)成立)(史料番号…旧蓬左一二八―五九一一)によると、邸内の役行者堂に収められていた法螺貝とともに鈴木三郎所持品と説明されている。

(18) 木原氏所蔵とされる書状は、現時点で実物を確認できておらず、具体的な情報是不明である。そのため、【表】には本史料を掲載していない。

(19) 「大三川志」は、天文一一年(一五四三)の徳川家康誕生から、寛文四年(一六六四)までの事項を編年順にまとめた徳川家の創業史である。各巻の冒頭に頼寛継嗣の頼亮が校正を行った旨が記されている。

(20) 宮内庁書陵部所蔵「亀井六郎鈴木三郎消息并武蔵坊弁慶感状」(函架番号…四〇五・三七)。

(21) 『藤白鈴木家系譜』は、藤白鈴木氏最後の当主重吉の後見人である中勝助が、明治二年(一八八八)八月に作成したものである。『海南市史』第三巻資料編1に所収されている「鈴木家系譜(抄)」は、この系譜の抄本であるとみられる。

(22) 柳田は、「義経記」の中でも巻七・北国下り以降の内容について、「地理の精確さ」・「山伏の作法の詳しいこと」・「亀井兄弟の武勇」の三点を根拠に挙げて「熊野及び熊野人の為の宣伝であった」と指摘している(柳田国男「義経記成長の時代」『中央公論』一九二六年一〇月号)。柳田の論效を受けた折口信夫は、熊野関係者の中でも特に巫女や琵琶弾きといった盲僧に注目し、彼らの語った念仏式「物語」の発生と展開が「義経記」成立に至ったとする(折口信夫「他界を語

る熊野唱導及び念仏芸」『日本文学講座』新潮社、一九二七年)。

(23) 前掲註(7)角川論文。佐藤陸氏は、熊野の山伏が宣伝のために語り歩いたのではないかと指摘している(佐藤陸「義経記の一考察―判官物舞曲との交渉―」『軍記物とその周辺』早稲田大学出版部、一九六九年)。

(24) 須田悦生「(伝承と中世)芸能と伝承―能・幸若舞・神楽」『国文学―解釈と教材の研究』第四八巻一一号、二〇〇三年)。中世において、軍記享受者たちが、先祖の系譜を強く意識していたことが指摘されている。この問題を取り上げた研究として、鈴木彰「平家物語の展開と中世社会」(二〇〇六年、汲古書院)、藪本勝治「義経記 権威と逸脱の力学」(和泉書院、二〇一五年)が挙げられる。

(25) 「義経記」巻八「す、木の三郎しげ家たかだちへ参る事」

(26) 「藤白鈴木家系譜」(藤白神社)。この系譜は、歴代当主の中でも重倫・重善・重家の事績に関する記述が突出して多く、特に、源義経や武蔵坊弁慶とのつながりの深さを示す記述が看取される。傍線および記号は著者が付した。

(27) 志田元「異本義経記(下)」(『伝承文学研究』第五号、一九六四年)。前掲註(7)小林論文。

(28) 前掲註(7)小林・角川論文。

(29) 内田源「鈴木重家物語の担い手とその展開―『義経記』成立考序説―」(『奈良教育大学国文・研究と教育』巻三七、二〇一四年)。

(30) 前掲註(15)。

〔附記〕

本稿の作成および史料画像掲載にあたりまして、現所蔵者の鈴木要一郎氏、宮内庁書陵部図書寮文庫のご高配を賜りました。末筆ながら記して厚く御礼申し上げます。